



広島県報

定期
第4号

発行者 広島県
発行所 広島県総務企画部
管理総室文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

公害苦情相談員の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令	(環境対策室)	一
告示	(県法規登載)	一
平成十七年広島県告示第六百七十六号(平成十七年度地籍調査事業計画)の一部を改正する告示	(地域調整室)	一
国土調査の成果の認証(市町村)(二件)	(")	二
平成十四年広島県告示第九十九号(悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定)の一部を改正する告示	(環境対策室)	二
保安林の指定の解除(四件)	(")	三
保安林予定森林にする旨の通知	(")	四
解除予定保安林にする旨の通知	(")	四
道路の区域変更(二件)	(道路保全室)	四
道路の供用開始	(")	五
土砂災害警戒区域等の指定	(砂防室)	五
公 告	(")	七
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	(県民文化室)	七
開発行為に関する工事の完了	(開発指導室)	七
公安委員会告示	(")	七
遊技機の型式の検定の告示	(")	七

訓令

広島県訓令第一号

本 地 方 機 関 庁

公害苦情相談員の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十八年一月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

公害苦情相談員の任命等に関する訓令の一部を改正する訓令

公害苦情相談員の任命等に関する訓令(昭和四十七年広島県訓令第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「事業調整員」を「専任主査、事業調整員」に改める。

第三条第二号中「市町村」を「市町」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

広島県告示第三十八号

平成十七年広島県告示第六百七十六号(平成十七年度地籍調査事業計画)の一部を次のように改正する。
平成十八年一月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

二の表を次のように改める。

二 数値情報化事業

数値情報化を行う者の名称	数 値 情 報 化 を 行 う 区 域	数値情報化を行う期間
広島市	湯来町大字和田の一部、湯来町大字伏谷の一部	交付決定の日から平成十八年三月三十一日まで

呉市	倉橋町倉井
三原市	新倉町の一部、大畑町の一部、宮浦の一部、学園町、沼田町の一部、本郷町下北方の一部、本郷町上北方の一部、久井町土取の一部、久井町羽倉の一部、久井町坂井原の一部、久井町山中野の一部、久井町小林の一部、久井町和草の一部、久井町江木の一部、久井町吉田の一部、久井町助原の一部、久井町泉の一部、久井町下津の一部
府中市	上下町深江の一部、上野町の一部、下野町の一部、斗升町の一部
三次市	三和町の一部、君田町の一部
庄原市	総領町亀谷の一部、東城町川西の一部
廿日市市	吉和字市垣内、吉和字田中原女鹿平
安芸高田市	高宮町原田の一部、高宮町来女木の一部、美土里町生田の一部、美土里町横田
神石高原町	油木の一部、安田の一部、古川の一部、笹尾の一部、下豊松の一部、時安の一部

広島県告示第三十九号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定によって、国土調査の成果を次のとおり認証した。

平成十八年一月十九日

- 一 調査を行った者の名称
三次市
広島県知事 藤 田 雄 山
- 二 調査を行った期間
平成十五年五月から平成十七年三月まで
- 三 成果の名称
三次市地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域
三次市吉舎町雲通の一部
- 五 認証年月日
平成十八年一月十日

広島県告示第四十号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定によって、国土調査の

成果を次のとおり認証した。

平成十八年一月十九日

- 一 調査を行った者の名称
安芸高田市
広島県知事 藤 田 雄 山
- 二 調査を行った期間
平成十四年六月から平成十七年三月まで
- 三 成果の名称
安芸高田市地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域
安芸高田市高宮町佐々部・房後・原田・来女木・羽佐竹の各一部
- 五 認証年月日
平成十八年一月十日

広島県告示第四十一号

平成十四年広島県告示第千九十九号（悪臭防止法の規定に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定）の一部を次のように改正する。

平成十八年一月十九日

- 第一の一中「市町村」を「市町」に改め、第一の一の表中
市町村名 地 域 の 範 囲
を
に改める。
- 第二の二中「市町村」を「市町」に改め、第二の一の表中
市町村名 地 域 の 範 囲
を
に改め、第二の二の一中「市町村」を「市町の」に改め、第二の二の一の表中
市町名 地 域 の 範 囲

市町村名	臭	臭	指	数
市町名	臭	臭	指	数

を
に改める。

広島県告示第四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定によって、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成十八年一月十九日

広島県知事 藤田雄山

一 解除に係る保安林の所在場所

東広島市吉川工業団地五七八三の六一（次の図に示す部分に限る。）

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

解除の理由

電気通信設備用地とするため

二 解除に係る保安林の所在場所

東広島市吉川工業団地五七八三の六一（次の図に示す部分に限る。）

保安林として指定された目的

公衆の保健

解除の理由

電気通信設備用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産部林務総室治山室及び東広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

広島県告示第四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定によって、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成十八年一月十九日

広島県知事 藤田雄山

一 解除に係る保安林の所在場所

東広島市高屋町高屋堀四四九五の一（次の図に示す部分に限る。）

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産部林務総室治山室及び東広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

広島県告示第四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定によって、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成十八年一月十九日

広島県知事 藤田雄山

一 解除に係る保安林の所在場所

東広島市河内町入野字鶴ノ巣一八九三の三四、一八九三の七六、一八九三の七七

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

解除の理由

指定理由の消滅

広島県告示第四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定によって、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成十八年一月十九日

広島県知事 藤田雄山

一 解除に係る保安林の所在場所

東広島市黒瀬町川角字檜谷一八三の一・一八三の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産部林務総室治山室及び東広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

広島県告示第四十六号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けた。

平成十八年一月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

庄原市比和町古頃字東木ノ下二一八の一、一一九の一から一一九の三まで、二二〇の一から二二〇の三まで、甲一一二、一一二二、字当根二の一、三、四の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産部林務総室治山室及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

広島県告示第四十七号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けた。

平成十八年一月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

庄原市東城町保田字鷲ノ子二七一の七

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

広島県告示第四十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次

のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県福山地域事務所建設局において、平成十八年二月二日までの間、縦覧に供する。

平成十八年一月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

道路の種類 一般国道

路線名 四三二号

道路の区域

区 間	新		旧		別	敷地の幅員	延長	備考
	新	旧	新	旧				
府中市上下町上下字切田尻九四二番二一地先から 府中市上下町上下字郷中山四九九番四地先まで	三〇・三〇〇	四・三〇〇	三〇・三〇〇	四・三〇〇	メートル	三一九・〇〇	メートル	拡幅
府中市上下町上下字郷中山四九九番四地先から 府中市上下町上下字明鋤二四三九番地先まで	七・七〇〇	七・七〇〇	七・七〇〇	七・七〇〇	メートル	二〇〇・〇〇	メートル	ダブルウェイ
府中市上下町上下字明鋤二四三九番地先から 府中市上下町上下字明鋤二四八三番二地先まで	一七・六〇〇	一七・六〇〇	一七・六〇〇	一七・六〇〇	メートル	二二一・〇〇	メートル	拡幅

広島県告示第四十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築部道路総室道路保全室及び広島県東広島地域事務所建設局竹原支局において、平成十八年二月二日までの間、縦覧に供する。

平成十八年一月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

道路の種類 県道

路線名 大崎上島循環線

道路の区域

東田之尻(二六〇 (二二七)地区)	急傾斜地 の崩壊	次の図の とおり	東田之尻(二六〇 (二二七)地区)	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
田之尻三(〇九一 一七隣)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図の とおり	田之尻三(〇九一 一七隣)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
中之原(〇九七 四四一)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図の とおり	中之原(〇九七 四四一)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
東田之尻(七四四 二)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図の とおり	東田之尻(七四四 二)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
田之尻(七四四三 三)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図の とおり	田之尻(七四四三 三)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
東田之尻(七四四 三隣)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図の とおり	東田之尻(七四四 三隣)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
東宮利六五(〇九 五二)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図の とおり	東宮利六五(〇九 五二)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
東宮利(〇九五 一隣)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図の とおり	東宮利(〇九五 一隣)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
着之谷八〇八二 (〇九五二)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図の とおり	着之谷八〇八二 (〇九五二)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
道西八七六(一九 五一)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図の とおり	道西八七六(一九 五一)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
西宮利(一九五 一隣一)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図の とおり	西宮利(一九五 一隣一)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
東宮利(一九五 一隣二)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図の とおり	東宮利(一九五 一隣二)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
東宮利(一九五 一隣三)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図の とおり	東宮利(一九五 一隣三)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
東田之尻(一九五 二)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図の とおり	東田之尻(一九五 二)地区	急傾斜地 の崩壊	次の図のとおり
蛇ノ谷川(二一六 地区)	土石流	次の図の とおり	蛇ノ谷川(二一六 地区)	土石流	次の図のとおり
蛇ノ谷川隣一(一 六隣一)地区	土石流	次の図の とおり	蛇ノ谷川隣一(一 六隣一)地区	土石流	次の図のとおり
蛇ノ谷川隣二(一 六隣二)地区	土石流	次の図の とおり	蛇ノ谷川隣二(一 六隣二)地区	土石流	次の図のとおり
田ノ尻川(二一七 地区)	土石流	次の図の とおり	田ノ尻川(二一七 地区)	土石流	次の図のとおり
田ノ尻川隣一(一 七隣一)地区	土石流	次の図の とおり	田ノ尻川隣一(一 七隣一)地区	土石流	次の図のとおり

田ノ尻川隣二(一 七隣二)地区	土石流	次の図の とおり	田ノ尻川隣二(一 七隣二)地区	土石流	次の図のとおり
田ノ尻川隣三(一 七隣三)地区	土石流	次の図の とおり	田ノ尻川隣三(一 七隣三)地区	土石流	次の図のとおり
田ノ尻川隣四(一 七隣四)地区	土石流	次の図の とおり	田ノ尻川隣四(一 七隣四)地区	土石流	次の図のとおり
田尻谷川(二一八 a)地区	土石流	次の図の とおり	田尻谷川(二一八 a)地区	土石流	次の図のとおり
田尻谷川(二一八 b)地区	土石流	次の図の とおり	田尻谷川(二一八 b)地区	土石流	次の図のとおり
田ノ尻川(二一八 隣)地区	土石流	次の図の とおり	田ノ尻川(二一八 隣)地区	土石流	次の図のとおり
念仏谷川(五五九 二)地区	土石流	次の図の とおり	念仏谷川(五五九 二)地区	土石流	次の図のとおり
念仏谷川隣(五五 九二隣)地区	土石流	次の図の とおり	念仏谷川隣(五五 九二隣)地区	土石流	次の図のとおり
中ノ原川(五五九 三)地区	土石流	次の図の とおり	中ノ原川(五五九 三)地区	土石流	次の図のとおり
田ノ尻川支川(六 九二)地区	土石流	次の図の とおり	田ノ尻川支川(六 九二)地区	土石流	次の図のとおり
田ノ尻川支川隣一 (六九二隣一)地区	土石流	次の図の とおり	田ノ尻川支川隣一 (六九二隣一)地区	土石流	次の図のとおり
田ノ尻川支川隣二 (六九二隣二)地区	土石流	次の図の とおり	田ノ尻川支川隣二 (六九二隣二)地区	土石流	次の図のとおり
田ノ尻川(六九一 二隣三)地区	土石流	次の図の とおり	田ノ尻川(六九一 二隣三)地区	土石流	次の図のとおり
田ノ尻川支川隣四 (六九二隣四)地区	土石流	次の図の とおり	田ノ尻川支川隣四 (六九二隣四)地区	土石流	次の図のとおり
田ノ尻川支川隣五 (六九二隣五)地区	土石流	次の図の とおり	田ノ尻川支川隣五 (六九二隣五)地区	土石流	次の図のとおり
田ノ尻川支川隣六 (六九二隣六)地区	土石流	次の図の とおり	田ノ尻川支川隣六 (六九二隣六)地区	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築部河川砂防総室砂防室及び広島県芸北地域事務所建設局に備え置いて縦覧に供する。

公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。

平成十八年一月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	定款変更の内容	申請のあった年月日
特定非営利活動法人ノーマ	小野 和久	広島県福山市沖野上町一丁目六番一九号	この法人は、高齢者及び障害者等の社会的弱者並びにその家族に対し、社会生活の向上を目的とした法律的なサポート事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。	・その他の事業の廃止 ・資産の区分の変更 ・会計の区分の変更	平成一八年一月六日

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成十八年一月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 - 三原市田野浦一丁目三二番四、三三番三、一三四一番二、一三四二番五、一三四三番、一三四三番二、一三四三番三、一三四四地先道路及び水路、一三四三番一地先道路及び水路、一三四三番二地先道路及び水路
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 - 広島市西区横川町一丁目七番一号
 - ミサワホーム中国株式会社
 - 代表取締役 土井 邦良

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第3号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。)第6条に定める技術上の規格に適合していると認められて、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成18年1月19日

広島県公安委員会 委員長 宮 地 治 夫

検 定 番 号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申 請 者 名 (住所)	製 造 業 者 名 (住所)
5P1045	告示の日(平成18年1月19日)から3年間	ぱちんこ遊技機	CR・シヤンパニア初級編	株式会社平和 中島 潤 代表取締役 吉田 浩二 (群馬県桐生市広沢町二丁目3014番地の8)	左 同
5S0733	同 上	回胴式遊技機	アリシアR	株式会社ロデオ 小宮 隆 代表取締役 豊島 東池袋三丁目1番1号サンプライ (東京都豊島区東池袋三丁目60)	左 同
5S0893	同 上	同 上	アーバード・オアシス	株式会社ピュニイ 久治 三治 代表取締役 豊田 洪谷三 (東京都渋谷区渋谷1丁目29番10号)	左 同